

中小企業の方々へ

平成30年度

環境保全設備資金融資のご案内

⑧名古屋市

◆こんなときにご利用ください

公害防止

公害防止設備の買替え、改造

石綿の除去

公害防止のための移転

地下水汚染の未然防止

省エネ

LED照明への入替え

省エネ型生産設備への入替え

高効率空調設備への入替え

太陽光発電設備の設置

エコカー

ディーゼル貨物自動車の買替え

特殊自動車、建設機械の買替え

ハイブリッドカー、電気自動車等の購入

充電設備の設置

その他

緑化

オゾン層の保護

PCB廃棄物対策



長期（償還期間7年）・低金利（1.3%、5,000万円超は1.5%）の融資です。

さらに支払った利子は、名古屋市が**全額補助**します！

ただし、省エネ設備への入替等のエネルギー対策は、原則利子補助半額です。ほかにも一部、利子補助半額または利子補助なしの事業があります。詳細は最終ページ「◆利子補助について」にてご確認ください。

◆融資を受けることができる方

市内で事業を営んでいる中小企業者、中小企業団体（事業協同組合等）が対象です。

【中小企業者の範囲】	会社	会社・個人
業種分類	資本金・出資金※	常時使用する従業員数
製造業・その他の業種等	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	50人以下
小売業		

※資本金・出資金または常時使用する従業員数のいずれかが該当しているもの

◆補助金等との併用

必要経費の範囲内であれば、他の融資・補助金制度と**併用できます**が、他制度の対象となった費用については、環境保全設備資金融資の対象外となります。

◆融資の対象事業（市内で実施する事業に限ります。）

資金の使途		融資の対象となる事業の一例
公害防止対策 ・公害防止設備の購入、設置、改造等に要する経費	騒音・振動	遮音壁、防音カバー、防振設備の設置、機械の移設 等
	大気汚染	集じん・排ガス処理設備、粉じん飛散防止設備の設置 等
	水質汚濁	排水処理設備、原材料回収設備の設置 等
	悪臭	脱臭設備の設置 等
	地盤沈下	水源の転換（水源を地下水から工業用水道や水道へ転換） 等
	土壌・地下水汚染	汚染土壌浄化処理設備、封じ込め設備、観測井の設置 等
	測定設備	公害防止設備の維持・管理に必要な各種測定設備の設置 等
事業場の移転 ・公害防止のための移転に要する経費	土地の購入、作業場建屋の建設、機械設備の移設 等 ・移転先が住居系もしくは商業系の用途地でないこと。 ・移転先で公害の発生する恐れがないこと。 ・跡地を工場等として利用、売却等しないこと。	
自動車対策 ・名古屋市内に使用の本拠（車庫等）があること。 ・購入車両は新車に限ります。	ハイブリッド・電気・燃料電池・プラグインハイブリッド・天然ガス自動車、クリーンディーゼル乗用車の購入、充電・充填設備の設置 （ハイブリッド自動車のうち、ガソリン乗用車は、燃費性能が経済産業省・国土交通省告示の最新基準値以上のもの）	
	最新排ガス規制に適合したディーゼル貨物自動車、バス等への買替え ・買替え元車両と同等程度の規模のものを購入すること。 ・使用者、用途、車体の形状が変わらないこと。 ・買替え元車両は、原則として廃車（永久抹消）すること。 ただし、購入予定車両にエコドライブ支援装置またはアイドルリング・ストップ装置が搭載されている場合は、買替え元車両の名義変更を廃車とみなすことができます。	
	買替え元車両	購入予定車両
	初度登録から5年を経過した、最新排ガス規制前のディーゼル貨物自動車またはバス	最新排ガス規制に適合した、ガソリン・LPガス・ディーゼル貨物自動車またはバス
環境に良好な特定特殊自動車、建設機械への買い替え ・買替え元車両等と同等程度の規模のものを購入すること。 ・買替え元車両等は、原則として廃車（永久抹消）もしくは解体すること。 ただし、購入予定車両等が特に大気環境に良好なもの（電気式、ハイブリッド式、燃料電池式）である場合は、廃車もしくは解体不要です。		
買替え元車両等	購入予定車両等	
右記の基準適合表示がない特定特殊自動車	以下の法で定めた基準適合表示がある特定特殊自動車 「特定特殊自動車排ガスの規制等に関する法律」（オフロード法）	
右記の規程等に合致しない建設機械	国土交通省策定の以下の規程等に合致する建設機械 「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」 「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」 「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」 「低炭素型建設機械の認定に関する規程」 「燃費基準達成建設機械の認定に関する規程」	

※詳細は、「環境保全設備資金融資の対象範囲及び見積金額の認定基準」で定めています。

◆融資の対象事業（市内で実施する事業に限ります。）

資金の用途	融資の対象となる事業の一例
エネルギー対策	LED照明への入替、高効率空調設備への入替、太陽光発電設備の設置 等
オゾン層の保護	フロン等回収設備、脱フロン洗浄設備の設置、フロン等漏洩防止工事 等
産業廃棄物対策	産業廃棄物処理設備の設置（最終処分場を除く） 等
緑化の推進	建築物、設備、敷地の緑化
石綿対策	石綿の除去・飛散防止工事、除去作業時の周辺環境調査、含有量判定の試料採取・分析 等
雨水の浸透	透水性・保水性舗装の設置 等
PCB廃棄物対策	PCB廃棄物判定の試料採取・分析、PCB廃棄物の抜取、収集運搬、処分

※詳細は、「環境保全設備資金融資の対象範囲及び見積金額の認定基準」で定めています。

◆融資条件

融 資 額	融資限度額の範囲内において、原則、必要経費の全額を融資します。 （ただし、自動車対策は対象経費の90%以内です。乗用自動車の購入は、1台あたりの上限があります。） ・ハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車：1台あたり300万円まで ・電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車：1台あたり500万円まで																	
	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">資金の用途</th> <th>融資限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">中小企業者</td> <td>公害防止対策、エネルギー対策 等</td> <td>5,000万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">事業場の移転</td> <td>市 内</td> <td>7,000万円</td> </tr> <tr> <td>市 外</td> <td>3,500万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自動車対策（1年度あたり）</td> <td>3,000万円</td> </tr> <tr> <td>中小企業団体</td> <td>用途によらず一律</td> <td>6,000万円</td> </tr> </tbody> </table>	資金の用途		融資限度額	中小企業者	公害防止対策、エネルギー対策 等	5,000万円	事業場の移転	市 内	7,000万円	市 外	3,500万円		自動車対策（1年度あたり）	3,000万円	中小企業団体	用途によらず一律	6,000万円
資金の用途		融資限度額																
中小企業者	公害防止対策、エネルギー対策 等	5,000万円																
	事業場の移転	市 内	7,000万円															
		市 外	3,500万円															
	自動車対策（1年度あたり）	3,000万円																
中小企業団体	用途によらず一律	6,000万円																
償還方法・期間・利率 ・利率は変更することがあります。	償還期間内で1年間まで据置可能です。申請により、利子補助を受けられます。																	
	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>対象者（融資額）</th> <th>償還方法・期間</th> <th>利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中小企業者（融資額5,000万円以下） 中小企業団体（融資額によらず一律）</td> <td>毎月元金均等分割返済 7年以内</td> <td>1.3%</td> </tr> <tr> <td>中小企業者（融資額5,000万円超）</td> <td>毎月元金均等分割返済 10年以内</td> <td>1.5%</td> </tr> </tbody> </table>	対象者（融資額）	償還方法・期間	利率	中小企業者（融資額5,000万円以下） 中小企業団体（融資額によらず一律）	毎月元金均等分割返済 7年以内	1.3%	中小企業者（融資額5,000万円超）	毎月元金均等分割返済 10年以内	1.5%								
対象者（融資額）	償還方法・期間	利率																
中小企業者（融資額5,000万円以下） 中小企業団体（融資額によらず一律）	毎月元金均等分割返済 7年以内	1.3%																
中小企業者（融資額5,000万円超）	毎月元金均等分割返済 10年以内	1.5%																
信用保証	取扱金融機関の判断により、名古屋市信用保証協会の保証が必要となる場合があります。 （別途保証料がかかります。詳細は下記にお問い合わせください。）																	
	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">名古屋市信用保証協会</td> <td style="text-align: center;"> 名古屋市中区栄二丁目12番31号 電 話：052-212-3011 </td> </tr> </table>	名古屋市信用保証協会	名古屋市中区栄二丁目12番31号 電 話：052-212-3011															
名古屋市信用保証協会	名古屋市中区栄二丁目12番31号 電 話：052-212-3011																	
取 扱 金融機関 ・名古屋市内の店舗にて申込み	銀行 みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、北陸銀行、大垣共立銀行、十六銀行、三重銀行、百五銀行、愛知銀行、名古屋銀行、中京銀行、第三銀行 信用金庫等 岐阜信用金庫、愛知信用金庫、岡崎信用金庫、いちい信用金庫、瀬戸信用金庫、豊田信用金庫、碧海信用金庫、西尾信用金庫、蒲郡信用金庫、中日信用金庫、東春信用金庫、商工組合中央金庫																	

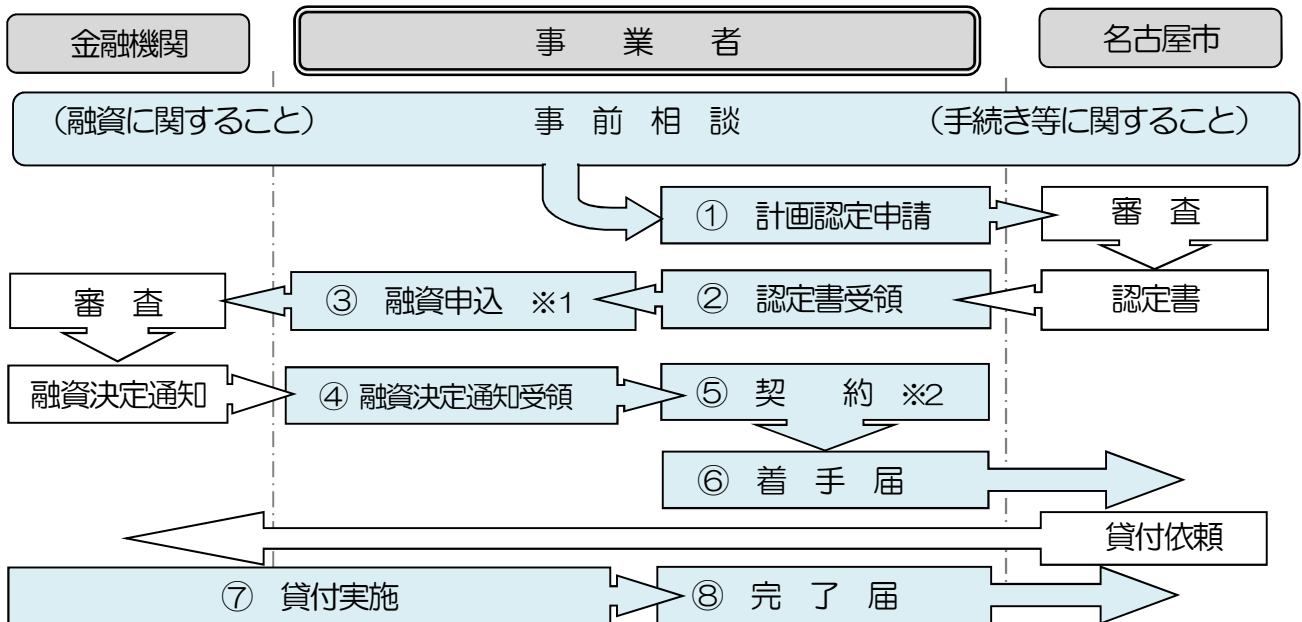
◆ 利子補助について

支払った利子は、申請により名古屋市が **全額補助** します。ただし、以下の事業は、利子補助が半額、または利子補助なしとなりますのでご注意ください。

利子補助半額	「自動車対策」のうち以下の事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ディーゼル貨物自動車、バスの買替え ・特定特殊自動車、建設機械の買替え（ただし、購入車両等が電気式、ハイブリッド式、燃料電池式の場合は全額補助します。） 「オゾン層の保護」の 脱フロン洗浄設備の設置 「エネルギー対策」
利子補助なし	「産業廃棄物対策」の 申請者が産業廃棄物処理業者の場合 「事業場の移転」により、名古屋市内に事業場が残らない場合

◆ 申込から融資までの流れ

お気軽に環境局大気環境対策課（052-972-2674）までお問合せください。



※1 融資申込（③）から契約（⑤）まで、取扱金融機関の審査のために1～2ヵ月程度必要となる場合があります。
 ※2 契約は、金融機関の融資決定通知（④）を受けた後に行ってください。決定前の契約分は融資対象外です。

◆ 計画認定申請（①）に必要な書類

市所定の様式（市公式ウェブサイトからダウンロード可）	環境保全対策計画書、認定申請書、同意書
現状を確認するための書類	工場・事業場の平面図、配置図、付近図 等
計画を確認するための書類	見積書（最終のもの）、カタログ 等
その他	融資内容ごとに異なります、お問合せください。

■ 申込み・問合せ先 ■ 名古屋市環境局大気環境対策課（市役所東庁舎5階）
 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
 電話：052-972-2674 FAX：052-972-4155
 電子メール：a2674@kankyokyoku.city.nagoya.lg.jp

詳細は名古屋市公式ウェブサイトで (<http://www.city.nagoya.jp/>)

資金融資

サイト内検索